

農業の再生と所得補償制度等の実現を早期に求める意見書

我が国の農業は今、生産者の高齢化と後継者不足に加え、生産資材価格の高騰、そして、異常気象の頻発という複合的な危機に直面しており、このままでは、次世代への継承が困難な状況であり、国民の命の根幹である食を支える基盤が、根底から揺らいでいます。

先進諸国の多くが、農業者の所得を直接的に補償する制度を、国家の基本政策として位置づけていますが、これは、食料生産が単なる一産業ではなく、国民の生存と国家の独立を守るための基盤であるという共通認識があるからです。

気候や市場の変動に左右されやすい農業の特性を鑑み、所得補償を行うことは、我が国においては最重要な課題であります。

よって、政府において、農業を再生し、確固たる食料安全保障を確立すべく下記の事項を早急実現するよう強く要望をいたします。

記

1 実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる、実効性のある所得補償制度を速やかに法制化すること。その際、制度が永続的、かつ、安定的に運用されるよう十分な財源を確保すること。

2 持続可能な農業への配慮

環境保全型農業や、有機農業など、環境負荷の低減に貢献し、持続可能な社会の実現に資する農業に取り組む農業者については、適切な評価と環境直接支払いなどが受けられる制度設計とすること。

3 現場の実情を反映した制度設計と運用

制度設計と運用に当たっては、地域ごとの多様な農業の実態を十分に踏まえ、小規模・家族経営から大規模経営まで、多様な担い手の声が反映される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月17日

島根県邑南町議会議長 漆谷光夫

(地方議会意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

農林水産大臣